



114
A 120
97

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

罪案

一 金三札引換小打を取



たる者ハ其打金丈々之

四討金を可命事

但打を出したる者ハ其等減

其打高ハ四討金を命事

二 再度打を取たる者ハ其

打高ハ倍々四討金を命事

可命事

但打を出したる者ハ其等減

其打高ハ四討金を命事

三 度打を取たる者ハ其等減

但おを出したる者ハ一等を減

其お高し罰金を命

一三度おを取たる者ハ中等

不之四罰を命

但おを出したる者ハ一等を減

其罪再度おを取たる者ニ準

一四度おを取たる者ハ欵所

之四罰ニ處

但おを出したる者ハ一等を減

其罪三度おを取たる者ニ準

一五度おを取たる者ハ流

罪ニ處

但おを出したる者ハ一等を減

其罪四度おを取たる者ニ準

六度之を犯したる者ハ流罪ニ

處

外國ノ貿易ノ外金

札ヲ嫌忌ニ融通

六度之ヲ犯スル者ハ流罪ニ

慶云

外國人貿易之外金

札ヲ嫌忌シ融通を

妨

偽造意ニ及ル者ハ前

件五ノ條ニ準テ罰金を

命シ且其事ヲ因テハ

嚴科ニ可及事

坊罪科被定置小上者

廣ク見聞控索ヲ被懸

置小條見聞改シ少者ハ

白布を以下可訴出小

左小得去訴人ハ之を

賞シ其四罰金高同之

割ヲ可與小付互小

置小條見問政一少者ハ

白布を以て可訴出小

左小得者訴人に之之を

賞一其四討金高之

割を可典小付互小

注目以て無用捨

可訴事

有之通以嚴重可得

其意古

御沙汰小事

月日
行政官